

(割印) 可云、ミ丁第百八号明治十一年六月十九日附ヲ以御申出之趣有之候就テハ該生徒修業セシ本邦法律学科目日本刑法沿革日本現行法律日本古代法律等實際受得タル学識推知セラルヘキ様詳細御取調先以御申出有之度此段及照会候也

明治十二年三月十二日 学務課長文部大書記官 野村素介  
東京大学法理文学部綜理 加藤弘之殿

(欄外注記1)  
(朱書)  
〔回答済〕

〔文部省上申同諸課往復〕明治十二年甲、(A27)

99 東京大学法学部卒業生の代言人資格無試験認可に付照会

〔明治十二年三月十二日〕

(朱書)  
〔第四百十七号〕

(欄外注記1)  
貴学部法学生徒卒業ノ上代言人タラントスル者試験ヲ要セス許